

ごみ出し困難者への戸別収集制度について

ごみ出し困難者への戸別収集制度について

制度（案）

事業名	<u>まごころ収集</u> 事業
対象要件	<p>町内に居住し、次の①～⑤のいずれかに該当する者のみで構成される世帯に属する者であって、ホームヘルプサービスを現に利用しており、かつ、ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な者。</p> <p>①要介護認定において要介護 1 以上の認定を受けた者 ②身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者 ③療育手帳の交付を受け、障害の程度が A に該当する者 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級に該当する者 ⑤上記①～④に該当の見込みがあり、認定申請を行っている者</p>
実施内容	<p>①収集対象 燃やすごみ、燃やさないごみ（カン、びん、ビニール・プラスチック）プラスチック容器包装、ペットボトル、使用済み小型家電等（粗大ごみは対象に含めません）</p> <p>②収集回数 週 1 回（水曜日を想定）</p> <p>③ごみの収集方法</p> <ul style="list-style-type: none">・分別したごみを利用者の自宅前（申請後に町職員が現場を確認し、決定します）に出していただき、一括収集します。基本的に、敷地内に入っでの収集は行いません。・ごみの分別は通常の場合と同じです。分別が不十分な場合は収集できません。・旅行や入院等で収集が不要となる場合は、必ず事前に環境推進課へお知らせください。

ごみ出し困難者への戸別収集制度について

制度（案）

安否確認 (希望者のみ)	指定された日にごみが排出されていない場合は、申請時に登録いただいた連絡先（例えば親族等）に電話連絡を行い、必要に応じ、当該連絡先の方から安否確認を行っていただきます。
収集体制	新たな財政負担を避けるため、基本的に町の収集職員により収集を行います。 月曜日から金曜日までのうち、通常の収集を行っていない水曜日に本支援制度対象者のごみ収集を行う想定としています。
申請方法	本人または代理人から書面で申請を行っていただき、審査を経て決定します。 審査に際しては本人の状況を確認するほか、同居人がいる場合は同居人の状況についても確認を行います。

制度の実施に向けて

スケジュール	令和8年度の秋ごろを目途に試行実施を予定しています。 本格実施は令和10年度を想定していますが、試行実施の結果等を踏まえながら、前倒しでの実施も検討します。
試行実施 地域	地形やごみ収集の状況等を踏まえ、試行実施地域は以下の地域とします。 ・桜が丘、光台地区の全域